

# 一審判決を乗り越え、公安警察による 情報収集・保有を断罪する判決を！

名古屋高等裁判所 民事第二部 御中

大垣警察市民監視違憲訴訟の控訴審は、2023年12月12日に結審し、5月16日に判決を迎えることとなりました。この裁判を注視してきた私たちは、控訴審における貴裁判所の中立公平な審理に敬意を表し、感謝いたします。

一審被告らは控訴審においても事実認否をせず、監督官庁の立場で警察官の証言を不承認としました。真相の解明を妨害し、ひたすら事実を隠蔽しようとしてきたのです。隠し得、逃げ得を許してはなりません。

公安警察による法的根拠のない情報収集・保有が安易に許されて良いはずありません。一審被告らが、収集・保有の必要性・正当性を明らかにできない以上、厳しく断罪されるべきだと考えます。

貴裁判所が憲法と良心に則って判決されることを期待して、以下のことを要請します。

## 記

- 1、法的根拠のない情報収集は違憲・違法であるとの明確な判断を示して下さい。
- 2、個人情報収集し、保有している限り、違法な情報提供などの行為が繰り返される危険があります。一審被告らに対し、保有する一審原告らの個人情報の抹消を命じて下さい。

氏名	住所

☆署名集約先 大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25

弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内 ☎ 0584-81-5105



(第1次集約:2024年3月末)

\*署名による個人情報は、事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的には使用しません。